

論 説

洋上風力に係る公共調達の仕組みに関する一考察 — 「公正・透明な入札」とは

富山大学学術研究部社会科学系(経済学部)教授 神山 智美

I. はじめに

2022年5月23日、経産省と国交省による洋上風力に関する審議会（総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第12回）（注1））で、政府から見直し案（注2）が提示され、公募ルール見直しに関する議論が始まった。

これに至るきっかけは、2021年12月10日に始まった秋田県八峰町（はっほうちょう）・能代（のしろ）市沖の公募入札手続きが、2022年3月18日に一転して唐突にやり直しが決まったことである。これは経済産業省と国土交通省が、同時発表したものである（注3）。

日本の洋上風力発電における入札に参加する事業者は、広く海外からも参集する。そのため、この入札ルールの変更のニュースは、入札参加予定事業者に対して、それまでのビジネス戦略に変更を強いるものであった。例えば、ドイツのシーメンスグループは日本向けの製品の居急を絞るとし、デンマークのベスタス社は日本で補助金を使った工場建設をやめた（注4）。そこには多くの戸惑いも報道されている（注5）。

本小稿は、日本のエネルギー政策を概観し（II）日本の洋上風力事業の入札の仕組み（いわゆる第1ラウンド）（III）と、今回のこの入札制度の再検討と第2ラウンドに向けての改変を概観し（IV）、現状の正確な把握と今後の課題の抽出に努めるものである（V）。

II. 日本のエネルギー政策

1. 日本国内での再生可能エネルギー推進

日本は、2021年10月に第6次エネルギー基本計画を閣議決定した（注6）。これには、2030年に再生可能エネルギー36～38%という野心的な目標が掲げられている（表1）（注7）。

そのうち、風力発電は2020年度0.9%（4.5GW, 900億kWh）であるところ、2030年には5%（23.6GW, 510億kWh）を目指すこととなっており、そこへ向けての努力が続けられている。

表 1：エネルギー基本計画の概要（12 頁）令和 3 年 10 月

（出典）資源エネルギー庁

		(2019年 ⇒ 旧ミックス)	2030年度ミックス (野心的な見通し)		
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl		
最終エネルギー消費（省エネ前）		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl		
電源構成 発電電力量： 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	太陽光 6.7% ⇒ 7.0% 風力 0.7% ⇒ 1.7% 地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1% 水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2% バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6%	36~38%* ※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。	(再エネの内訳) 太陽光 14~16% 風力 5% 地熱 1% 水力 11% バイオマス 5%
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)		1%	
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)		20~22%	
	LNG	(37% ⇒ 27%)		20%	
	石炭	(32% ⇒ 26%)		19%	
	石油等	(7% ⇒ 3%)		2%	
	(+ 非エネルギー起源ガス・吸収源)				
温室効果ガス削減割合		(14% ⇒ 26%)		46% 更に50%の高みを目指す	12

経済産業省が 2020 年 12 月に発表したグリーン成長戦略(注 8)では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される 14 の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り、具体的な見通しが示された。エネルギー関連産業の 1 番目には「洋上風力・太陽光・地熱」が挙げられ、洋上風力に関しては、導入目標を明示し、国内外の投資を呼び込む。2030 年までに 1,000 万 kW、2040 年までに 3,000 万 kW~4,500 万 kW としている(注 9)。さらに、洋上風力発電の 適地は北海道・東北等に偏在しているため、需要地である関東等に長距離直 流送電を行うことを検討中である。国内調達比率を、2040 年までに 60%と設定しており(注 10)、浮体式の開発と市場獲得の指針が打ち出されたことから、官民挙げて浮体式にかける思いがうかがえる。

政府の方針を政策文書等からまとめる以下のようなになる。

表 2：政府の方針 （出典）各種政策文書を基に筆者作成

	概 要
2050 年カーボンニュートラル宣言	2020 年 10 月、2050 年までに CO2 をはじめとした温室効果ガス排出ゼロ（カーボンニュートラル）を目指す「2050 カーボンニュートラル宣言」を発表。 積極的に地球温暖化対策を行うことにより、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、つまり、経済と環境の好循環を作り出していく方針を提示。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画。2021（令和 3）年 10 月に改訂。

	2050 年カーボンニュートラルに向けた中期目標として、2030 年度において温室効果ガス排出量の 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%削減の高みに向けて挑戦を続けることを明記。
エネルギー基本計画	2021（令和 3）年 10 月に、第 6 次エネルギー基本計画が閣議決定。 2030 年時点の再生可能エネルギーの電源構成比率を 36~38%に引き上げる。 風力発電は、陸上風力 17.9GW、洋上風力 5.7GW の導入を見込む。
グリーン成長戦略	2020（令和 2）年 12 月、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定。 日本が今後尽力すべき 14 の重点分野を提示し、エネルギー関連産業の 4 つのうちの 1 つに「洋上風力・太陽光・地熱」産業を位置付けた。

2. 日本の電力企業の海外展開

(1) 電力事業の海外展開

首相官邸における経協インフラストラクチャー戦略会議における「主要産業・重要分野の海外戦略展開」、つまり「インフラシステム輸出戦略（2017 年度改訂版）（注 11）」によれば、「電力」の海外展開戦略は、経済産業省が分析・立案しており、内容は次のようなものである。

世界の電力需要は増加しているものの、国内の電力需要は、2030 年時点では 2013 年とほぼ同レベルとの見通しが立てられている。アジアなど新興国を中心とする海外インフラストラクチャー需要を取り込むべく、日本企業は海外展開を図るも、欧米企業に加えコスト競争力のある中国・韓国企業などとの競争が激化すると予測している。

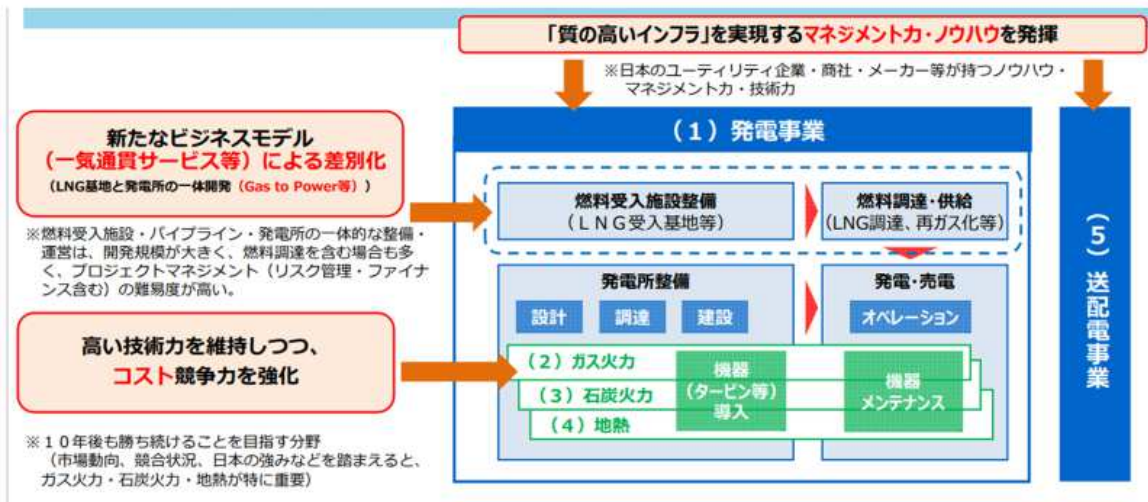
さらに、発注側（現地国）においては、「質の高いインフラストラクチャー」の重要性への理解が浸透しつつあるものの、債務抑制の観点からコストも重視されるようになると分析されている。そこで、日本企業に重要になるのは、①「質の高いインフラストラクチャー」を大前提としつつ、発注側のニーズを踏まえた価格・品質で提供すること、②高い技術力・コスト競争力とともに、「マネジメント力・ノウハウの活用」、「新たなビジネスモデル（一気通貫サービス等）」による差別化」である（図 1）。

具体的な戦略は、官民協力の下に、(1) これまで制度改善を図ってきた各種経協ツール（NEXI, JBIC, JICA によるファイナンス支援策）を迅速かつ効果的に活用すると共に、(2) トップセールスの推進や要人招聘および現地/海外企業との連携などを支援する（注 12）。

なかでも、発電事業の海外進出については、(a) ノウハウや実績のある日本のユーティリティ企業・商社などが、国内/現地/海外企業と戦略的に連携するなどグローバル化を推進し、新たなビジネスモデル（高い品質の一気通貫サービスの提供等（Gas to Power 等）を強みに案件獲得を加速し、さらなるノウハウ蓄積やコスト削減を達成、(b) 日本のユーティリティ

図 1：インフラシステム輸出戦略（2017 年度改訂版）

（出典）経済産業省



企業等が持つノウハウ（運転、環境対策、人材育成等）を、技術・マネジメント・コスト等の面で競争力ある形で発揮（IoT 活用・ビッグデータ分析に基づく高度な O&M 等）し、事業拡大、(c) 太陽光・風力等、電力需要の伸びが最も大きい再生可能エネルギー分野においても、企業連携等を活かした競争力の強化がある。

以上のように、太陽光発電および風力発電を、需要の伸びが大きい分野と捉え、企業連携を活かして海外進出を促進する政策であることが確認できる。

（2）風力発電事業の海外展開事例

事例としては、2021（令和 3）年 6 月 17 日経協インフラ戦略会議決定の「分野別アクションプラン(注 13)」によれば、風力発電部門では、少なくとも以下の 2 点が確認できる。

1 点目に、豊田通商およびユーラスエナジーは Engie SA（仏）や Orascom Construction SAE（エジプト）とともにエジプト法人 Ras Ghareb Wind Energy SAE（Ras Ghareb）を設立し、Ras Ghareb を通じて陸上風力発電所事業を行う件である(注 14)。

2 点目は、株式会社 JERA（東京電力フェュエル&パワーと中部電力との合弁会社）による、台湾苗栗県の沖合にあるフォルモサ 1 洋上風力 IPP 事業（出力：12.8 万 kW）の事業権益の保有と事業実施である。この洋上風力発電事業は、22 基の着床式洋上風力発電機で構成され、FIT に基づいた単価で 20 年間売電するものである。このうち、0.8 万 kW は、台湾で初めて稼働した洋上風力発電設備であり、2017 年 4 月に商業運転を開始した。また、12 万 kW は、2018 年 6 月から建設に着手し、2019 年 12 月に商業運転を開始した(注 15)。

III. 日本の洋上風力事業の入札の仕組み（いわゆる第 1 ラウンド）

1. 日本の技術と国内の高い洋上風力ポテンシャル

洋上風力発電機に関しては、風車を海に浮かべる「浮体式洋上風力（Floating Type Ocean

Current Turbine System または Flow-driven turbine power plants) (注 16) (注 17)」をめぐって、日米欧の開発計画の競争が激化している。洋上風力の世界的なトレンドは、風車を地面に固定する「着床式」から「浮体式」に移行しつつある。日本は、この浮体式洋上風力では先行していたが、欧米勢が開発や事業に参画し、今では肩を並べている(注 18)。

日本企業が浮体式に注力するのは、日本海域が浮体式の立地に適していることがあると思われる(注 19)。日本風力発電協会による『洋上風力スキルガイド 第 1 版(注 20)』によれば、「洋上風力のポテンシャル(※一定の自然的条件を考慮した物理的な導入可能量)を、着床式約 128GW、浮体式約 424GW と試算しています。一般的な LNG 火力発電所 1 か所の規模が約 1～5 GW であることを踏まえれば、本ポテンシャルが非常に大きい規模であることが分かります。各種社会的条件(漁業等関連産業、自然保護区域、港湾や系統等関連インフラなど)により、本ポテンシャルの一部が実際の導入量となります。約 3 割が実現すると仮定すれば、100GW を超える導入量が見込まれ、長期安定的な市場形成が期待されます。(6 頁) (注 21)」との記述がある(表 3)。一般的な LNG 火力発電所 1 か所の規模が約 1～5GW であることを踏まえれば、本ポテンシャルが非常に大きい規模であることが分かる。

表 3：洋上風力のポテンシャル (出典) 日本風力発電協会を基に筆者作図

風 速 (m/s)	導入ポテンシャル (GW)	
	着床式 (推進 10～40m)	浮体式 (推進 100～300m)
7.0 ～ 8.0	97.9	284.2
8.0 ～ 9.0	29.5	128.0
9.0 以上	1.3	12.3
合 計	128.8	424.5

2. 国内の洋上風力産業

肝心の風車(風力発電機)については、残念ながら日本企業はいったん撤退した歴史を持つ(注 22)。

日本製鋼所、三菱重工株式会社および日立製作所が最後まで風力発電事業に携わっていた企業である。日本製鋼所は、2016 年度から製造中止および新規販売を中止していたが、2019 年 4 月 24 日に正式に撤退を表明した。三菱重工業は、かつては国際的にも 10 位以内に位置していたが、その後単独での新規販売を停止し、2014 年にヴェスタス社((Vestas Wind Systems A/S) デンマーク)と「MHI ヴェスタス(MHI Vestas Offshore Wind) 社」を設立したが、2020 年にヴェスタス社との合弁を解消し、洋上風力開発から撤退した。日立製作所は、2019 年 1 月にエネコン社((Enercon GmbH) 独)との提携拡大を発表した。戸田建設も浮体式洋上風力発電事業に参入している(注 23)が、採算ベースに乗っているかは定かではない。

続いて、国内の風力発電事業者と風車関連部品メーカーのあらまはは、表 4 の通りである。

表 4：国内の洋上風力事業の概要

(出典) 右：Nikkei2022年3月14日 4:00

左：Nikkei2022年1月24日 4:00

国内の洋上風力事業者	
三菱商事	・国内3海域の大型案件落札 ・欧州事業者のエネコを買収
丸紅	・秋田県沖で洋上風力建設中 ・英国「浮体式」大型案件落札
三井物産	・台湾で発電事業参入 ・国内保守大手と保守会社設立
住友商事	・英国など欧州で事業参画
伊藤忠商事	・ドイツで洋上風力に参画 ・山形県沖で洋上風力の開発検討
ENEOS	・約1900億円で国内再生エネの JREを買収
コスモ	・国内陸上風力大手 ・東北中心に洋上風力検討
東電	・千葉県沖で洋上風車を稼働
JERA	・英国や台湾の発電事業参画

日本の風車関連製品メーカー	
ナセル	・東芝エネルギーシステムズ (GEと共同で製造)
軸受け	・ジェイテクト ・NTN ・日本精工
ネオジム磁石	・TDK
ギアボックス (変速機)	・石橋製作所
タワー	・会川鉄工
基礎	・JFEエンジニアリング ・日鉄エンジニアリング

表 4 の左図にある洋上風力発電事業者であるが、多くは日本の風力発電機開発からの撤退とあいまって、外国資本との共同によって成立していることが確認できる。そのため、日本国内の洋上風力推進には、外国の技術を導入ことが不可欠ともいえるのが実態である。

こうした洋上風力発電事業者の概要（外国企業および国内企業との結びつき）を、特にいわゆる「第 1 ラウンド」といわれる 3 事業（「秋田県能代市、三種町および男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖」および「千葉県銚子市沖」）の入札参加事業体に関してまとめる（注 24）と、以下の表 5 になる。

表 5：洋上風力発電事業者グループの構成 (出典) 山家 (2022) を基にして筆者作成

1	三菱商事エナジーソリューションズ (株)、三菱商事(株)、(株)シーテック、(株)ウェンティ・ジャパン)・Eneco 社 (オランダ)
2	(株)JERA・J-POWER 電源開発(株)・Equinor ASA (ノルウェー)
3	住友商事(株)・東電 RP(株)・JR 東日本(株)
4	日本風力開発(株)・(株)ユーラスエナジーホールディングス・Ørsted A/S (デンマーク)
5	(株)大林組・東北電力(株)・Northland Power

		Inc (カナダ)
6		(株)レノバ・コスモエコパワー(株)等
7		九州みらい建エナジー(株)・RWE AG (独)
8		東電 RP(株)・Ørsted A/S (デンマーク)

(注)・左側の数字は整理の都合上のものであり、意味はない。

・業界で断トツ 1 位の Ørsted A/S (デンマーク) は国内の複数社と提携している。

3. 第 1 ラウンドの結果

いわゆる第 1 ラウンドの結果は、国土交通省（および経済産業省）のウェブサイトによれば以下である(注 25)。いずれも表 5 の「1」三菱商事グループが落札している。

まず、「秋田県能代市、三種町および男鹿市沖」では、三菱商事を中心とするコンソーシアムが落札し、固定価格買取制度（FIT）を利用した買取価格は 13.26 円/kWh となった。定格出力 478.8MW で GE（ゼネラルエレクトリック）製 12.6MW 機を 38 基設置する。運転開始は 2028 年 12 月の予定である。

次に、「秋田県由利本荘市沖」でも、三菱商事を中心とするコンソーシアム（ウェンティ・ジャパンを含む）が落札した。FIT による買取価格は 11.99 円/kWh となった。定格出力は 819MW で GE 製 12.6MW 機を 65 基設置し、2030 年 12 月の運転開始を予定する。

三つ目の「千葉県銚子市沖」でも、三菱商事を中心とするコンソーシアムが落札した。FIT による買取価格は 16.49 円/kWh となった。定格出力は 390.6MW で、GE 製の 12.6MW 機を 31 基設置し、2028 年 9 月に運転を開始する予定である。

その結果を図表化したものが以下（図 2）である。

図 2：第 1 ラウンドの入札結果

(出典)右:Nikkei2022年1月17日 4:00 左:Nikkei 2022年5月22日



図 2 の左から、落札した三菱商事を中心とするコンソーシアム以外のグループが、早くか

ら地元に着目してきている様子が見える。

より具体的には、山家 (2022) (注 26)によれば、「秋田県能代市、三種町および男鹿市沖」および「秋田県由利本荘市沖」に関しては、表 5 の「4」日本風力開発グループ、「5」大林組グループ、「6」レノバグループが、特に地元と熱心に情報交換を行い、地域貢献も真剣に考えていた。

しかしながら、落札結果は入札事業者の提示したコストでほぼ決せられた。これは、ある意味では、消費者に安価で電力が提供されるという貢献が達成されるということではある。電力事業者が、電力の提供で地域および社会に貢献することが本旨だとすれば、それに適うといえる。他方で、こうした大規模開発は、開発された地域に漁業補償や環境配慮はされるものの、地域住民の全員が賛成する事業とはいえないことから、少なからずの潜在的な被害者（意識）というものを生み出すことにもなる。とすれば、継続的な地域貢献は必須ともいえ、これまでの準備状況も含め、それまで地域とかわかってきていない事業者による開発に対する抵抗感や不安感は否めない。

4. 消費者のためのコスト削減と地元への貢献は並び立たないのか

有識者の論調としては、大きくは三点あると思われる（ここでは以下に挙げる三種類を主に扱う）。

一点目は、上述のように、これまで地域に関わり準備を進めているわけではない事業者が落札できてしまうことへの不安である。準備期間をこれから要することになるため、着手および事業開始は、他の応札事業者よりも遅くなる(注 27)。つまり、「入札の前段階において地域に関わり準備を進めている事業者」が、当該地域における事業の落札においては優位に扱われるべきであろう、その方が、着手も早いのではないかと、というものがある。

入札までこぎつける努力をした、つまり洋上風力設置における「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（以下「再エネ海域利用法」という。）第 8 条の「促進区域」でない段階から「促進区域」にする努力をした、または「有望な区域」（地元での洋上風力案件の事業化の意志があるとして「一定の準備段階に進んでいる区域」として整理された区域）に移行させるための努力をしたということである。

他方、複数の事業者が当該地域において、環境影響評価や漁業補償等の話を進めていることから（例として、ラウンド 1 の「秋田県能代市、三種町および男鹿市沖」では、表 5 の「4」日本風力開発グループ、「5」大林組グループ、「6」レノバグループが、入札以前に地元と熱心に情報交換を行ってきている。そのため、結果として 1 事業者に決定した折には、いくばくかの混乱も生じるかと思われる。

二点目は、価格に関する議論である。大きくは、楽観論と、適正価格を考えるべきであるという議論に分けられる。

三菱商事を中心とするコンソーシアムは、初めから総取りを狙っており、だからこそこの設定価格であった（一つでも落札を逃せば破綻するシナリオであった）ともいわれている。

(注 28)。

そもそも、企業努力により、消費者への電力提供費用が安価になるのは望ましいことである。着床式洋上風力発電の FIT による買取価格は、当初 36 円/kWh に設置されていたが、再エネ海域利用法による一般海域での発電事業では入札制度が導入され、第 1 ラウンドの 3 海域については上限価格を 29 円/kWh に設定されていた。

こうしたところ、第 1 ラウンドの秋田県由利本荘市沖の案件では、最も安い価格である 11.99 円となり、ほかの 2 海域でも上限価格を大幅に下回る結果となった。

そのため、日本は、2030 年までに 10GW、2040 年までに 30~45GW という洋上風力の導入目標が掲げ、業界目標として 2030~35 年までに発電コストを 8~9 円/kWh という目標値を設定している。「今回の落札結果を見ると、コスト目標の達成にも現実味が出てきた。」という好意的かつ楽観的な評価もある(注 29)。

一方で、山家(2022)(注 30)は、三菱商事を中心とするコンソーシアムが提示した価格は、「リスクを低く想定」した「楽観的な事業見通し」によるものであるため、現実的ではないことを指摘する。

筆者も、山家の指摘するように、「適正な価格」というものが、地域に根差し事業規模を拡大することに貢献しひいて国産化に向けての好循環を作り出すことから持続可能であると考えている。

三点目は、日本政府も目指している国産化に向けて、総取りになるような入札は望ましいのかという点である。この国産化のためには、多くの事業者(企業グループ)が、実際の事業遂行に関わる中で技術・スキルの習得とその向上を行い、競争のなかでのそれぞれの成長をしていくべきである。もう少し言及すると、(国産化とのバランスが難しくもあるが、)国内で関連市場を広げるには、より多くの外資を誘致するのが有効な手段でもある。とすれば、そうした機会をつぶしてしまうような政策は望ましくないと思われる。

山家(注 31)も、「財務力のある事業者のみ参入機会を確保できるような認識が広がれば、洋上風力事業への参入意欲は減退し、競争環境は悪化する。官民協議会の戦略を受けて建設事業者、サプライヤーの期待は高まっており、既に大規模投資に踏み切っている事業者も多い、この熱気に冷水を浴びせることになる。」との懸念を示している。

IV. 入札制度の再検討(ラウンド 2 に向けて)

1. 再エネ海域利用法と入札

2018(平成 30)年に制定された再エネ海域利用法は、2019(平成 31)年 4 月 1 日施行された。同法は、海洋における再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施のために、海洋基本法(2007(平成 19)年法律第 33 号)に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより尽力する法律である(同

法 1 条)。なお、海洋基本法における「海洋環境の保全(同法 1 条、2 条、4 条等)」の意味が、可変性のある国際法の文脈において強化されてきていることに留意を要する。

日本の領海のうち、その大半を占めているのは港湾区域や漁港区域などの指定を受けていない、いわゆる「一般海域」と呼ばれる区域である。これまで、港湾区域での洋上風力発電事業については、港湾法(1959(昭和 25)年法律第 218 号)に基づき、港湾管理者が発電事業者を公募することで、最大 20 年間(港湾法の改正により現在は 30 年間)の占有を認めることが可能であった。一方、一般海域については、同法制定前までは、都道府県の条例により「占有許可」が出されていたが、各都道府県によって運用も異なり、許可期間も 3~10 年と短く、一般海域を長期で占有することにつき、統一的なルールがなかった(注 32)。

加えて、海運業や漁業等の海域の先行利用者との調整をしようにも、誰がどのように先行利用を行っているのか把握が難しく、先行利用者と発電事業者との間の調整方法も決まっていなかったため、こうした地元調整に係る時間と予算の予測ができなかった(注 33)。

こうした事情を解消するために、再エネ海域利用法は、海域を特定し入札によって洋上風力発電事業を管理しながら推進しようとした。

同法の具体的内容は以下である。

まず、政府は、関係自治体や漁業団体等の利害関係者等から構成される「協議会」を設置し、海洋再エネ発電事業の実施に関して必要な内容について協議を行う(同法 9 条)。

次に、政府は、関係省庁との協議や関係する都道府県知事、協議会等からの意見聴取を行ったうえで、「促進区域」を指定し(同法 8 条)、「公募占有指針」を策定する(同法 13 条)。

そのうえで、政府は、公募占有指針に基づいて公募を行い、長期的・安定的・効率的な事業実施の観点から最も適切な「公募占有計画(事業実施計画)」を提出した事業者を選定する(同法 15 条)。

公募を経て選定された事業者は、公募占有計画(事業実施計画)に基づいて、最大 30 年間の占有許可を受けるとともに(同法 19 条)、この計画に沿って発電事業を実施する。

なお、同法の施行による持続可能な洋上風力発電のあり方に関しては、高橋大祐(注 34)による以下の指摘が有益である。

まず、洋上における風力発電という大型の事業であることから、リスクが高く、踏まねばならない点や克服すべき課題が少なくないことから、尻込みする企業が多い。踏まえるべき点としては、ステイクホルダー(利害関係者)が有する権利との調整のためにも、それらの権利(例として漁業権)の性質の理解が必須になる。さらに環境影響として、騒音・低周波音、景観、生物多様性への影響に関する知見も必要となる。加えて、「地域との調整」に関しては、実際に何が求められているのかを正確に把握する必要がある。もちろん、共同事業として他の事業者と進めることになれば、その共同関係における留意点もでてくる。

なお、これらには、「一般海域における占有公募制度の運用指針(占有公募制度運用指針)」(経済産業省資源エネルギー庁と国土交通省港湾局により、2019(令和元)年 6 月に策定された。その後、2022(令和 4)年 10 月に改訂された。改訂内容については次節参照のこと。)

が有効である。例として、「地域との調整」については、改訂前 25 頁、改訂版 22 頁に、「地域の代表としての都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、都道府県知事の意見を参考聴取し、公募の公平性・公正性を踏まえつつ合理的な理由とともに都道府県知事の意見が示された場合には、その意見を最大限尊重して評価を実施する。」ことが明示されている(注 35)。

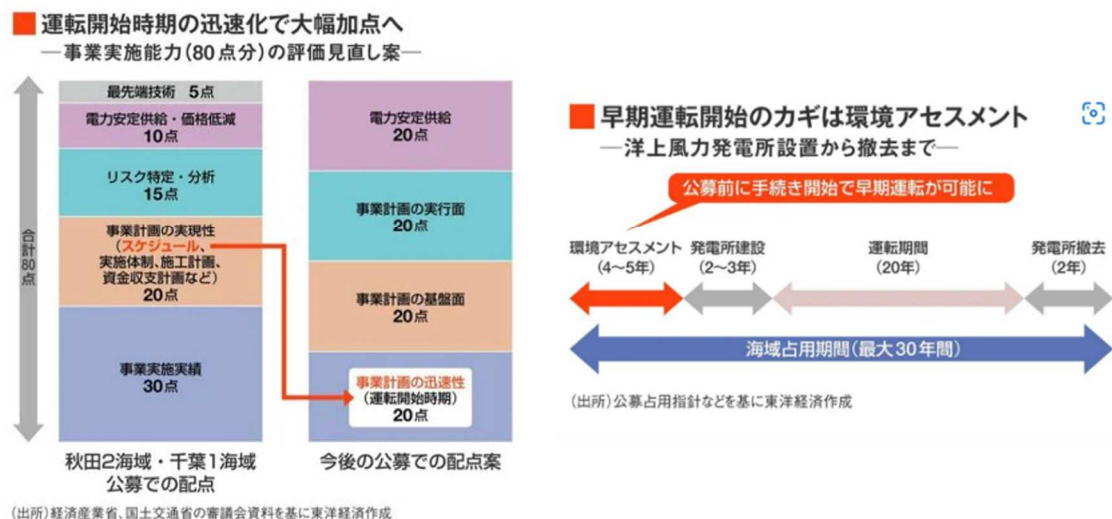
2. 運用指針（入札基準）の変更

入札に関しては、前述のように、2021 年 12 月 10 日に始まった秋田県八峰町（はっぼうちょう）・能代（のしろ）市沖の公募入札手続きが、2022 年 3 月 18 日に一転して唐突にやり直しが決まった。それを受けて、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会 港湾分科会 環境部会 洋上風力促進小委員会」合同会議にて、「一般海域における占用公募制度の運用指針（占用公募制度運用指針）」の見直しがなされ、パブリックコメント（意見公募手続き）を経て、2022（令和 4）年 10 月 27 日、「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂版）」が公表された(注 36)。

その内容は、図 3 の通りである。

図 3：運用指針の改訂版

(出典) 東洋経済



具体的な改訂内容は、①入札条件の変更(図3左)と、②早期運転を可能とする環境アセスメント(環境影響評価)の実施(図3右)である。

さらに筆者は、③地域との調整に注目している。以下に紹介する。

①変更後の入札条件(図3左)は、具体的には以下表6の上部「事業の実施能力(80点分)」のようになっている。従前は中項目「事業計画の基盤面」の中にあつた「スケジュール

ル」の要件が、新たに中項目「事業計画の迅速性 (20 点)」として準備されるようになった (筆者による赤丸表示の部分)。

表 6：事業の実現性に関する評価の配点 (出典) 占用公募制度運用指針 (改訂版) 9 頁

大項目	中項目	小項目
事業の実施能力 (80 点)	事業計画の迅速性 (20 点)	
	事業計画の基盤面 (20 点)	事業実施体制・実績 (10 点)
		資金・収支計画 (10 点)
	事業計画の実行面 (20 点)	運転開始までの事業計画 (15 点)
		運転開始以降の事業計画 (5 点)
電力安定供給 (20 点)		
地域との調整、地 域経済等への波及 効果 (40 点)	関係行政機関の長等との調 整能力 (10 点)	
	周辺航路、漁業等との協調・ 共生 (10 点)	
	地域経済波及効果 (10 点)	
	国内経済波及効果 (10 点)	

② 早期運転を可能とする環境アセスメント (環境影響評価) の実施 (図 3 右) については、同運用指針は、再エネ海洋利用法 14 条 2 項 3 号～14 号に関して、次のように解釈運用することとしている(注 37)。

公募占用計画の有効期間は最大 30 年間とされているが、これは、環境アセスメント (4～5 年程度) と建設作業 (2～3 年程度)、事業実施 (20 年程度)、撤去 (2 年程度) の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているからである (事業実施期間 20 年は現行のいわゆる再エネ特措法 (電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 : 2011 (平成 23) 年法律第 108 号 : FIT/FIP 制度) の認定制度における交付期間または調達期間を前提としたもの。この再エネ海洋利用法においては調達価格等算定委員会の意見も聴いたうえで交付期間又は調達期間を定めることとなる)。

このため、発電事業の実施期間は基本的には 20 年を想定しているものの、選定された事業者が、環境アセスメントや建設作業等を速やかに実施すれば、交付期間または調達期間が現行通り 20 年間であることを前提としても、交付期間又は調達期間外の事業として 20 年後も事業を継続することは可能であり、公募の際に、事業実施期間を 20 年以上 (例えば 25 年) に設定して公募占用計画を作成することも可能となる(注 38)。

③ 地域との調整については、表 7 の右側のような基準で評価される。つまり、前述のように関係都道府県知事という機関が評価することになると考えてよい。

表 7：評価基準 (出典) 占用公募制度運用指針 (改訂版) 10 頁

評価区分	評価の基本的な考え方 【事業実施能力関係】 ※事業計画の迅速性を除く	評価の基本的な考え方 【地域調整、波及効果関係】 ※国内経済波及効果を除く
トップランナー	「優れている」の基準を満たすものうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、特に優れた提案がなされているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。
優れている	「ミドルランナー」の基準を満たすものうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。
ミドルランナー	「良好」を満たすものうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施する上で必要な検討が具体的になされているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。
良好	「最低限必要なレベル」の基準を満たすものうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。
最低限必要なレベル	事業計画において最低限満たす必要のある内容を満たしているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

3. パブコメを経て

この改訂案は、パブリックコメント（意見公募手続）に付された。具体的には、国土交通省及び経済産業省は、2022（令和 4）年 7 月 14 日から 8 月 13 日まで、「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」に係るパブリックコメントを実施した。

パブリックコメントで寄せられた意見(注 39)は、151 者から 1,045 件の意見提出があり、意見について、内容別に分類すると、事業実現性評価、迅速性評価に関する意見が多かった。

まず、事業の実現性に関する「事業計画の迅速性」についての意見では、「洋上風力の早期導入は重要であるため、『迅速性評価の導入について賛成』、『配点はより高く 40 点とすべき』といった意見がある一方、少しでも早い運転開始を目指して地域の乱開発が行われることへの懸念や実現性の低い拙速な事業計画が提案されることへの懸念から、『導入反対』、『20 点の配点は過大』といった意見あり(注 40)」とまとめられている。

次に、いわゆる第 1 ラウンドでは、三菱商事を中心とするコンソーシアムが総取りしたことから、「落札制限」に関する事項についても多数の意見が寄せられた。「公募参加者一者あたりの落札数の制限に関する事項」の「原案」は、「同一の公募で複数区域の事業者選定を行う場合に、多数の事業者へ参入機会を与える観点から公募参加者一者あたりの落札数の制限を実施する場合には、落札制限に関する具体的な方法を公募占用指針に明記する。なお、落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する。」であった。

こうしたところ、寄せられた意見の概要は、「洋上風力の産業育成の観点から落札制限の導入に賛成する意見がある一方、予見可能性の低下・規模のメリット喪失・評価の低い事業者が繰り上がるリスク等の懸念から導入に反対する意見あり。なお、賛成意見の中にも、予見可能性が低くなり事業計画の立案が困難になるため、「国内洋上風力産業の黎明期」の定義や制度実施時期を明確にすべきとの意見あり。(注 41)」とまとめられている。

4. いわゆる第 2 ラウンドに向けて

経済産業省および国土交通省は、再エネ海域利用法における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域である、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」について、公募占用指針を定め、これを公示し、公募を開始した(注 42)。いわゆるラウンド 2 である。

公募が始まったのは、上述のように秋田、新潟、長崎の計 4 海域であり、2023 年 6 月 30 日までの約半年間にわたって応募を受け付ける。国による審査や県知事からの意見聴取、第三者委員会による評価などを経て 2024 年 3 月までに発電事業者を選定する見通しである。それゆえ、今後、落札を目指す事業者の動きが本格化しそうである。

第 2 ラウンドでの事業者を公募する 4 海域の合計発電規模は計約 180 万キロワットに達する。このうち「秋田県八峰町、能代市沖」は 21 年 9 月に洋上風力発電施設を優先的に整備する「促進区域」に指定された。21 年 12 月に事業者の公募をいったん開始したが、国が 22 年 3 月、評価基準を見直す方針を示したことに伴い、公募が実質的に中断していた。それに伴い、三菱商事を中心とするコンソーシアムは、早々に入札には参加しないことを表明している(注 43)。

そのほかの「秋田県男鹿市、潟上市、秋田市沖」、「新潟県村上市、胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」の計 3 海域は、22 年 9 月に促進区域に指定されている。

第 2 ラウンドでは、対象となる 4 区域すべてにフィード・イン・プレミアム (F I P) を適用する。秋田、新潟の計 3 海域の入札上限価格を 19 円/kWh、「長崎県西海市江島沖」を 29 円/kWh に設定する。第 1 ラウンドでは、3 区域すべてで上限価格を 29 円/kWh に設定した。今回は秋田、新潟の計 3 海域で、前回よりも 10 円低い水準に定めている。「長崎県西海市江島沖」は地質構造上、海底に固定する基礎工法にジャケット式を採用することを想定しているため、ほかの 3 海域よりも上限価格を引き上げた。

5. 若干の考察

筆者なりに、運用指針(入札基準)を中心に若干の考察を述べておきたい。

まず、①変更後の入札条件として、事業の実現性に関する「事業計画の迅速性」が重視されたことに関しては、筆者は、当然の結果であろうと思う。というのも、これまで迅速性の勘案が大きくなされなかった点こそが問題であり、それが修正されただけであるからである。

パブリックコメントにより寄せられた意見のなかには、迅速性が重視されるあまり環境影響配慮や漁業者への補償等の地域との調整がおろそかになることを懸念する声もあった。だが、第 1 ラウンドにおいてはむしろ迅速性を勘案せずに価格だけを偏重したため、相対的に準備が進んでおらず早期に事業着手することは難しそうな事業体に落札されたのであり、これを反省点とするのであれば、入札参加事業者への地域との調整を早期に促しそうした事業者が報われるためにも、そうした事業者が落札できるような仕組みを導入すべきであろうと考えるからである。

続いて、③地域との調整については、筆者は、入札予定の各事業者と地域住民とのチャンネルが多様化することに懸念を抱いている。落札されるのは 1 事業者であるため、他の事業者が落札された場合、すなわち見込みまたは期待が外れた場合についての、何らかの対処（経済的かつ精神的ケア等）も必要であろうと慮るからである。

その点については、占用公募制度運用指針（改訂版）においては、関係都道府県知事が意見集約できる仕組みになっており（表 7 の右側）、この点を踏まえるならば、関係都道府県知事という機関に地域の意向が集約され、そこで、平等かつ公平に入札参加事業者の進捗状況がエビデンスをもって可視化（計測）される仕組みが確立されることが望ましい。

最後に、「落札制限」に関しては、筆者は、洋上風力の産業育成の観点から落札制限の導入に強く賛成する。なぜならば、日本政府も目指している国産化に向けて、多くの事業者（企業グループ）が、外資との提携および誘致も経て技術を国内に導入していくことが重要であると考えからである。実際の事業遂行に関わる中で技術・スキルの習得とその向上を行い、競争のなかでのそれぞれの成長をしていくべきである。そのためにも、まずは機会を可能性のある意欲ある事業者に付与することこそ公（行政）の役割とも考えるからである。

V. 今後の課題

今後の課題として、筆者は、国際社会における日本の環境技術力の低下（本件であれば、国産メーカーの風力発電機製造からの撤回）を真摯に捉えて、改めて、その向上を目指すことが重要であると考えている。日本政府も、産業育成政策を積極的に推進すべきである。目の前の諸対策とともに、それを推進できる技術力を有する産業育成政策を組み合わせ検討し強力で推進していくべきであろう。

それは、例えば温暖化（気候変動）対策であれば、パリ協定（気候変動抑制に関する多国籍間の国際的な協定：Paris Agreement）の下で温暖化対策にいそしむ国際社会と歩調を合わせて技術力向上を図りながら産業化し推進することであるし、日本でも洋上風力を推進することを明言して、外国資本にも日本企業との提携による参加を呼びかけ、積極的に市場を開いていくことでもある。筆者としては、こうした営みこそ、グローバルな社会における日本のプレゼンスの向上ひいては国民生活および福祉の向上にもつながると考えているからでもある。

補論：

査読後修正をしている本日朝（2023年2月6日）、NHK ニュース（<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230206/k10013971651000.html> 2023年2月6日最終閲覧）にて「脱炭素社会の実現に向けて、政府は日本のEEZ（＝排他的経済水域）内に洋上風力発電の施設を設置できるようにするため、国際条約に沿う形での法整備を検討していく」ことが報じられた。あわせて、英国やオランダなどのヨーロッパ各国ではEEZ内への洋上風力施設の設置が広がっていることも紹介された。

ここで検討すべき国際条約は、温暖化（気候変動）対策のためのパリ協定だけではない。国連海洋法条約（正式名称：United Nations Convention on the Law of the Sea：UNCLOS「海洋法に関する国際連合条約」等により求められる「保全」の水準も高まっているし漁業管理のあり方にも注目が集まっている。引き続き国内外における難しい調整が必要になるが、洋上風力の推進を外国資本だけによらず国内企業とともに遂行していけるような法制度を、切に望む次第である。

謝辞：

本稿は、JSPS 科研費国際共同研究強化（B）19KK0028a（研究代表 児矢野マリ教授：北海道大学）および基盤研究（B）22H03852（研究代表 香坂玲教授：東京大学）の研究成果の一部である。

（脚注）

- (注 1) 経済産業省「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第 12 回）」開催日 2022 年 5 月 23 日 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/012.html（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 2) 経済産業省-国土交通省「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」2022 年 5 月 23 日 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/012_01_00.pdf（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 3) 経済産業省（同時発表 国土交通省）「再エネ海域利用法に基づく「秋田県八峰町及び能代市沖」における洋上風力発電事業者の公募を見直します」2022 年 3 月 18 日 <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220318012/20220318012.html>（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 4) 日本経済新聞「洋上風車欧州大手が日本工場建設中止 公募ルール変更で」2022 年 7 月 15 日 18:00（2022 年 7 月 16 日 5:01 更新）<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC054XL0V00C22A7000000/>（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 5) 日本経済新聞「洋上風力、普及に逆風 シーメンス系が日本戦略見直し」2022 年 7 月 16 日 2:00 <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO62677310V10C22A7TB0000/>（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 6) 経済産業省「第 6 次エネルギー基本計画が閣議決定されました」2021 年 10 月 22 日 <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005.html>（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。

- (注 7) 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」2021（令和 3）年 10 月 スライド 12 頁 <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-2.pdf>（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 8) 経済産業省「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/index.html（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 9) 経済産業省「洋上風力（次世代再生可能エネルギー）主な今後の取組」
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/pdf/yojo_taiyoko_chinetsu.pdf（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 10) 経済産業省・前掲注 9)。
- (注 11) 首相官邸「政策会議 2017 年 5 月 29 日 経協インフラ戦略会議決定」
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/denryoku1.pdf（2021 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 12) 首相官邸・前掲注 11)。
- (注 13) 経協インフラ戦略会議「分野別アクションプラン」2021（令和 3）年 6 月 17 日
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/pdf/infra2025_actionplan.pdf（2021 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 14) 株式会社日本貿易保険「エジプト・アラブ共和国／Gulf of Suez 陸上風力 IPP 案件（投資保険等の引受）」2018 年 2 月 23 日 <https://www.nexi.go.jp/topics/newsrelease/2018022001.html>（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 15) JERA 「フォルモサ 1 洋上風力 IPP 事業 台湾」<https://www.jera.co.jp/business/projects/formosa1>（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 16) Dodo, Y., Nagaya, S., Okada, T., Toyoda, M., Ito, A. (2021) *Development and Design of a Floating Type Ocean Current Turbine System. Lecture Notes in Civil Engineering*, 65 LNCE, pp. 732-755. DOI:10.1007/978-981-15-4680-8_49.
- (注 17) Barnier, B., Domina, A., Gulev, S., (...), Brodeau, L., Colombo, P. (2020) *Modelling the impact of flow-driven turbine power plants on great wind-driven ocean currents and the assessment of their energy potential. Nature Energy*5(3), pp. 240-249. DOI:10.1038/s41560-020-0580-2.
- (注 18) 日経産業新聞 (Nikkei Business Daily) 「(脱炭素への道) 風力「浮体式」、海外勢と争奪戦 日本海域、戸田建など先行」2022 年 1 月 18 日 2 : 00 <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO79283560X10C22A1X11000/>（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 19) Hu, B. , Zhu, R. , Sun, Y. (2021) *Coordinated layout planning of ocean current turbines and collector system considering spatial velocity distribution. Electric Power Systems Research*. DOI:10.1016/j.epsr.2021.107450.
- (注 20) 日本風力発電協会『洋上風力スキルガイド 第 1 版』2022 年 6 月 24 日
https://jwpa.jp/cms/wp-content/uploads/%E6%B4%8B%E4%B8%8A%E9%A2%A8%E5%8A%9B%E3%82%B9%E3%82%AD%E3%83%AB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89_%E7%AC%AC1%E7%89%88.pdf（2023 年 1 月 27 日最終閲覧）。
- (注 21) 日本風力発電協会・前掲注 20) 6 頁。
- (注 22) Sustainability Japan. 「【日本】日本製鋼所、風力発電機事業から撤退。三菱重工・日立も欧州勢と提携し生き残り図る」2019 年 4 月 26 日 <https://sustainablejapan.jp/2019/04/26/jsw-wind-power/39211>（2023 年 1 月 28 日最終閲覧）。
- (注 23) 日刊工業新聞 (ニュースイッチ) 「日本初の浮体式”洋上風力発電“稼働、戸田建設が描く 50 年 10 億 kW 導入の将来像」2023 年 1 月 24 日 11:20 <https://news.yahoo.co.jp/articles/f0e19838b578e137351bb3a5566a7d1c8d275527>（2023 年 1 月 28 日最終閲覧）。
- (注 24) 以下の資料を基にした。山家公雄「再生可能エネルギー経済学講座：検証洋上風力入札 ② 低価格応札の要因と国内産業化実現の危機」2022 年 1 月 14 日 https://www.econ.kyoto-u.ac.jp/renewable_energy/stage2/contents/column0285.html（2023 年 1 月 28 日最終閲覧）。
- (注 25) 国土交通省「『秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖』、『秋田県由利本荘市沖』、『千葉県銚子市沖』における洋上風力発電事業者の選定について」2021（令和 3）年 12 月 24 日

- https://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000242.html (2021 年 1 月 28 日最終閲覧)。
- (注 26) 山家・前掲注 24)。
- (注 27) 山家・前掲注 24)。
- (注 28) 株式投資をゼロから学ぶ「株ゼロ」 「【再エネ関連】三菱商事が洋上風力発電事業を総取り！背景や戦略について解説します！」<https://www.kabu-zero.com/2022/01/20/mcrenewable/> (2023 年 1 月 28 日最終閲覧)。
- (注 29) 金子憲治 「洋上風力入札のラウンド 2、上限価格は 19 円と 29 円に ラウンド 1 に続き、予想外の低価格入札はあり得るか？」2022 年 11 月 10 日 17:17 <https://project.nikkeibp.co.jp/ms/atcl/19/news/00001/02937/?ST=msb> (2023 年 1 月 28 日最終閲覧)。
- (注 30) 山家・前掲注 24)。
- (注 31) 山家・前掲注 24)。
- (注 32) 資源エネルギー庁「なっとく再生可能エネルギー 洋上風力発電関連制度」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html (2023 年 1 月 29 日最終閲覧)。
- (注 33) 資源エネルギー庁・前掲注 32)、および廣町公則「なぜ日本で洋上風力が広まらないのか？参入における 2 つの障壁とは」2019 年 2 月 27 日 SOLAR JOURNAL [https://solarjournal.jp/windpower/28527/\(2023 年 1 月 29 日最終閲覧\)](https://solarjournal.jp/windpower/28527/(2023年1月29日最終閲覧))。
- (注 34) 高橋大祐「弁護士の視点からみた持続可能な洋上風力発電事業の推進—再エネ海域利用法に係わる法的課題とその対応を中心に」環境管理 57 (5) 2021 年 5 月 38-43 頁。
- (注 35) こうした「指針」の記述を踏まえるとすれば、地元住民が、地域の声を届けたいとするのであれば、「知事意見」として採用してもらうことが良い方法であるということになるため、それを目指しての地域住民の活動こそ戦略的といえるであろう。こうした知見については、神山智美・香坂玲「大規模風力発電事業の立地に関する現状と課題—貢献と受益のバランスの確立を/大切なことを選択するための地域の合意—」明治学院大学法と経営学研究所年報 4 (2022) 35-64 頁が参考になるとと思われる。
- (注 36) 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課および国土交通省港湾局海洋・環境課「『一般海域における占用公募制度の運用指針』の改訂について」2022 (令和 4) 年 10 月 27 日 https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000046.html (2023 年 1 月 29 日最終閲覧)。
- (注 37) 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課および国土交通省港湾局海洋・環境課「『一般海域における占用公募制度の運用指針 (占用公募制度運用指針) 改訂版』16 頁 <https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001519543.pdf>(2023 年 1 月 30 日最終閲覧)。
- (注 38) 経済産業省エネルギー課等・前掲注 37) によれば、ここでも開始時期についての留意が、次のような記述によって求められている。「ただし、一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、交付期間又は調達期間を短くするといった方向で、調達価格等算定委員会の意見も聴いたうえで決められることとなる。事業者はこれに留意し、事業の開始時期を定める必要がある。」
- (注 39) 経済産業省・国土交通省「『一般海域における占用公募制度の運用指針 (改訂案)』に係るパブリックコメント結果の概要」2022 年 9 月 30 日 <https://www1.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001515305.pdf> (2023 年 1 月 30 日最終閲覧)。
- (注 40) 経済産業省・国土交通省・前掲注 39) 2 頁。
- (注 41) 経済産業省・国土交通省・前掲注 39) 7 頁。
- (注 42) 経済産業省「再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募を開始します」2022 年 12 月 28 日 (同時発表：国土交通省) <https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221228001/20221228001.html> (2023 年 1 月 30 日最終閲覧)。
- (注 43) 堀内亮「三菱商事が洋上風力コンペ第 2 弾「まさかの撤退」の裏事情、巻き返しに驚愕の提携説も」ダイヤモンド編集部 2022 年 11 月 24 日 4:55 <https://diamond.jp/articles/-/313248> (2023 年 1 月 30 日最終閲覧)。